

短期ご利用者 利用料金書

令和6年8月1日改定

（１）基本サービス費（１日あたり）

	要支援 1	要支援 2
料金	4 5 1 円	5 6 1 円

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	6 0 3 円	6 7 2 円	7 4 5 円	8 1 5 円	8 8 4 円

（２）滞在費（１日あたり）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
個 室	3 8 0 円	4 8 0 円	8 8 0 円	8 8 0 円	1 2 3 1 円
多床室	0 円	4 3 0 円	4 3 0 円	4 3 0 円	9 1 5 円

注）個室はルデヤ館、３階Ｃ班の個室を除きます。多床室は２人室以上の部屋全てです。

（３）食費（１日あたり）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
料 金	3 0 0 円	6 0 0 円	1 0 0 0 円	1 3 0 0 円	1 6 0 0 円

注）食費の内訳は、朝食３００円 昼食６９０円 夕食６１０円です。

食費は１食単位で頂きます。但し、第１段階から第３段階までの方は表の金額が上限となります。

（例）第２段階の方が朝昼と食事された場合は６００円が自己負担額。朝食のみ食事された場合は３００円が自己負担額となります。

但し、一定額を超える預貯金等がある場合や配偶者が課税されている場合は、対象外となります
 補足給付の支給段階の判定に当たっては、非課税年金（遺族年金、障害年金）も勘案されます
 一定所得のある１号被保険者（６５歳以上）は介護サービス費が２割又は３割負担になります。

（４）加算料金

送迎加算 ※個別加算	1 8 4 円／片道につき
療養食加算 ※個別加算	2 3 円／１日
看取り連携体制加算 ※個別加算	6 4 円／１日 （死亡日及び死亡日以前３０日以下について７日を限度）
夜勤職員配置加算 ※全体加算	1 5 円／１日 ※介護予防は加算なし
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※全体加算	2 2 円／１日
看護体制加算（Ⅰ） ※全体加算	4 円／１日
看護体制加算（Ⅱ） ※全体加算	8 円／１日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	算定単位数×１４．０％に値する金額

（５）その他の日常生活費

ご利用サービス	利用料金
１．特別な食事	要した費用の実費
２．理容（カット）	1 0 0 0 円／回
３．クラブ等の材料費・旅行費等	実費相当額
４．日用品、喫茶コーナー、売店	要した費用の実費
５．個人専用の家電製品の電気代等	実費相当額